

第 XI 部 業務一般

目 次

第 1 章 一般

11101	審査官の資格	- 1 -
11102	審査長、審査監理官、審査官及び審査官補の職務等に関する規定.....	- 2 -
11103	審査官の秘密保持.....	- 5 -
11104	審査に関する規定.....	- 6 -
11105	審査官の担当の指定及び変更.....	- 9 -
11106	他の技術単位案件の審査	- 10 -
11107	審査に差し戻された事件の審査官の指定.....	- 11 -
11108	前置審査における審査官の指定.....	- 12 -
11109	特許出願の接受、分担の変更.....	- 13 -

第 2 章 審査関連

11201	早期審査.....	- 1 -
11202	公開前審査.....	- 2 -
11203	優先審査.....	- 4 -
11204	審査用メモ	- 7 -
11205	職権取消通知等について	- 8 -

第 3 章 参考情報

11301	特許出願技術動向調査.....	- 1 -
11302	標準技術集.....	- 2 -
11303	方式審査便覧	- 3 -
11304	行政不服審査法に基づく不服申立て.....	- 8 -

第 1 章 一般

11101 審査官の資格

審査官の資格は、特許法第 47 条第 2 項の規定に基づく同法施行令第 4 条に規定されている。

特許法

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

2 審査官の資格は、政令で定める。

特許法施行令

(審査官の資格)

第四条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イ行政職俸給表(一)(以下単に「行政職俸給表(一)」という。)による二級以上の者又は同項第二号専門行政職俸給表(以下単に「専門行政職俸給表」という。)若しくは同項第十一号指定職俸給表(以下単に「指定職俸給表」という。)の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとする。

- 一 四年以上特許庁において審査の事務に従事した者
- 二 産業行政又は科学技術に関する事務(研究を含む。以下「産業行政等の事務」という。)に通算して五年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 三 産業行政等の事務に通算して六年以上従事した者であつて、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 四 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて、前三号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

11102 審査長、審査監理官、審査官及び審査官補の 職務等に関する規定

経済産業省組織令(抄)(平成 12 年 6 月 7 日政令第 254 号)

(審査第一部の所掌事務)

第百三十八条 審査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林畜水産物の採取及び加工、建設、原子力、測定、事務用品並びに日用品に関する発明の審査(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む。次号及び次条から第百四十一条までにおいて同じ。)並びに実用新案技術評価書の作成に関すること。

二 発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務で他部の所掌に属しないものに関すること。

三 意匠の審査に関すること。

(審査第二部の所掌事務)

第百三十九条 審査第二部は、機械に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務(他部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(審査第三部の所掌事務)

第百四十条 審査第三部は、化学に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務をつかさどる。

(審査第四部の所掌事務)

第百四十一条 審査第四部は、電気及び通信に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務をつかさどる。

(特許庁の課等の数)

第百四十三条 次の各号に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(略)

2 次の各号に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 審査業務部 四人
- 二 審査第一部 八人
- 三 審査第二部 七人
- 四 審査第三部 七人
- 五 審査第四部 七人
- 六 審判部 百二十九人

経済産業省組織規則(抄)(平成 13 年 1 月 6 日経済産業省令第 1 号)

(審査第一部に置く課等)

第三百十八条 審査第一部に、次の二課及び審査長八人を置く。

調整課

意匠課

(審査長の職務)

第三百二十条の二 審査長のうち六人は、命を受けて、審査第一部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を、他の二人は、命を受けて、意匠の審査に関する事務を分掌する。

(審査長)

第三百二十一条 審査第二部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第二部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

(審査長)

第三百二十二条 審査第三部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第三部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

(審査長)

第三百二十三条 審査第四部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第四部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

(審査官及び審査官補)

第三百二十五条 総務部、審査業務部、審査第一部、審査第二部、審査第三部及び審査第四部に、審査官及び審査官補を置く。

2 審査官は、命を受けて、特許、意匠登録及び商標登録の出願の審査並びに国際調査及び国際予備審査並びに実用新案技術評価書の作成に関する事務を処理する。

3 審査官補は、命を受けて、審査官を補佐し、特許、意匠登録及び商標登録の出願の審査並びに国際調査及び国際予備審査並びに実用新案技術評価書の作成に関する事務を処理する。

(審査監理官)

第三百二十七条 審査業務部に審査監理官一人を、審査第一部に審査監理官四人を、審査第二部に審査監理官三人を、審査第三部に審査監理官三人を、審査第四部に審査監理官二人を置く。

2 (略)

3 審査第一部に置かれる審査監理官のうち三人は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関するものを、他の一人は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち意匠の審査に関するものを助ける。

4 審査第二部、審査第三部又は審査第四部に置かれる審査監理官は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関するものを助ける。

11103 審査官の秘密保持

1. 国家公務員の守秘義務に関しては、国家公務員法に規定がある。また、特許出願中の発明に関する秘密の保持については、特許法に次の規定があるので、審査官は特に注意する必要がある。
2. 特許権の設定の登録又は出願公開がされた特許出願については、国家公務員法上の秘密にあたらない限り、その特許出願の内容等を公表することは差し支えないが、これ以外の特許出願については、その特許出願の内容はもとより、特許出願の有無、処分の有無についても、審査官は秘密を守らなければならない。

国家公務員法第 100 条第 1 項

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

特許法第 200 条

特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

11104 審査に関する規定

審査に関する規定は、特許法、特許法施行規則などによって定められている。そのうちで特に日常の審査に当たり関係の深いものを挙げると、次のとおりである。

1. 一般的なもの

特許法第 47 条第 1 項

特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

同法第 48 条

第 139 条(第 6 号及び第 7 号を除く。)の規定は、審査官について準用する。

(参考)

同法第 139 条

審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人であるとき、又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
- 五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは特許異議申立人の代理人であるとき、又はあつたとき。
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

同法第 48 条の 2

特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

同法第 48 条の 6

特許庁長官は、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。

同法第 54 条第 1 項

審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

同法第 54 条第 2 項

訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

同法第 5 条第 1 項

特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

同法第 160 条第 2 項

前項の審決〔拒絶査定不服審判において査定を取り消すときの、さらに審査に付すべき旨の審決〕があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

2. 補正、拒絶理由の通知などの中間処分に関するもの

特許法 第 17 条(手続の補正)、第 17 条の 2(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)、第 48 条の 7(文献公知発明に係る情報の記載についての通知)、第 50 条(拒絶理由の通知)、第 50 条の 2(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)、第 53 条(補正の却下)、

第 126 条第 7 項(独立特許要件)、第 194 条(書類の提出等)

特許法施行規則 第 33 条(補正の却下の決定の記載事項)

3. 査定に関するもの

特許法 第 49 条(拒絶の査定)、第 51 条(特許査定)、第 52 条(査定の方式)

特許法施行規則 第 35 条(査定の記載事項)

4. 前置審査に関するもの

特許法 第 162 条、第 163 条、第 164 条

特許法施行規則 第 50 条の 15 第 3 項(審査の規定等の準用)

11105 審査官の担当の指定及び変更

1. 特許出願につき、その審査を担当すべき審査官は、審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長又は審査第四部長がそれぞれの主管するところに応じてこれを指定する。なお、必要がある場合は、前記各部長が互いに協議してこれを指定する。
2. しかし、通常の場合は、事務能率上、主管審査長が主管部長の指示により各分類記号につき担当官を端末で指定する。
3. 特別の理由により、通常の指定による分担が不適當と認められる特許出願については、主管審査長は、主管部長の指示によりその分担を変更することができる。
4. 審査官、審査官補の人事異動(昇任、退職、配置換えその他)、機構改革、分類改正などの理由により、所定の担当を変更する必要があるときは、主管審査長は、主管部長の指示により新担当官を端末で指定する。

11106 他の技術単位案件の審査

1. 審査長、室長は、業務量や処理の進捗上必要であるとき、他の技術単位が所管する案件をその技術分野に精通している審査官(スマート審査官¹)に審査させることができる。ただし、スマート審査官に他の技術単位が所管する案件を審査させるときは、審査長、室長は所属の部長(案件の移動を審査部間で行うときには、関連する両部長)の許可を得るとともに、当該他の技術単位の審査長、室長と協議の上、行うこととする。
2. 上記審査によって処理される案件の進捗は、当該案件を決裁する技術単位の管理職が管理するとともに、品質管理も当該案件を決裁する技術単位の下で行われる。

3. 出願人への連絡先の表示は以下の要領で行う。

所属は、同一審査長単位内で他の技術単位の案件を処理する場合は審査長単位名まで記載し、同一部内で他の審査長単位に属する技術単位の案件を処理する場合は部名まで記載する。他の部に属する技術単位の案件を処理する場合は、当該案件を決裁する技術単位が属する部名まで記載する。

連絡先電話番号等は、当該案件を決裁する技術単位の代表番号を記載し、当該技術単位の管理職は、出願人等から当該案件について問い合わせがあった場合に、円滑に対応できるようにしておく。

¹ 複数技術単位担当審査官：SMART(Skillful in Multiple ARTs)examiner

11107 審査に差し戻された事件の審査官の指定

拒絶査定不服審判において、「原査定を取り消し、更に審査に付す。」旨の審決があり、審査に差し戻された事件については、通常の特許出願の審査の場合と同様に当該分類の担当官に審査させるものとする。

なお、この場合、担当審査官が原査定をした審査官であっても、除斥されることはない(第 48 条参照)。

11108 前置審査における審査官の指定

前置審査に付すべき審判請求については、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させなければならない(第 162 条)。

その場合は、当該請求に係る特許出願の発明の属する産業分野の審査を所掌する審査長に仮包袋を送付し、当該審査長は、原則として原査定をした審査官又は当該査定に関し審査官を補佐した審査官補を担当官として指定する。ただし、当該担当官が当該請求を審査することができないときは、審査長が主管部長の指示により適当と認める担当官を指定する。

11109 特許出願の接受、分担の変更

1. 特許出願の接受

担当官は、出願審査の請求があった特許出願の書類を受け取った場合は、特許出願の内容を調べ、特許出願に係る発明が自己の担当する分類項目に属するものであるか否かを判断する。そして、自己の担当する分類項目に属さない場合は、新担当官に確実に引き継ぐ。新担当官は、速やかに端末で個別分担変更の手続を行う。

2. 指定分類の変更に伴う分担の変更

出願審査の請求があった特許出願を接受した後、指定分類の誤りを発見した場合、又は審査中に特許請求の範囲、その他の記載事項に補正があった結果、指定分類が不適当となった場合は、指定分類の変更が生ずる。指定分類の変更には、多くの場合分担変更を伴う。

新担当官は、端末で個別分担変更の手続を行う。

第 2 章 審査関連

11201 早期審査

1. 早期審査制度は、一定の要件の下、出願人からの事情説明書による申請を受けて審査を通常に比べて早期に行うようにするものであり、昭和 61 年 2 月より運用が開始され、以後、申請要件である実施関連出願の定義の明確化、中小企業・大学等の出願や外国関連出願への適用範囲拡大、中小企業・大学等が申請する場合の先行技術調査の軽減等、これまで数次の運用の見直しを図ってきたところである。

※早期審査の詳細については、「早期審査・早期審理ガイドライン」参照

(<https://www.ipa.go.jp/e/system/patent/shinsa/jp-soki/document/index/guideline.pdf>)

2. 審査長、室長は、「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、早期審査に付するか否かの選定を行う。選定の結果、早期審査の対象となった案件については、担当審査官は通常の案件に優先して、速やかに審査を開始する。

11202 公開前審査

出願公開前に審査した時点で拒絶理由が存在した場合は拒絶理由を通知しているが、後に出願公開されると特許法第 29 条の 2 の先願となる未公開出願を発見した場合は、審査官は、当該先願となる未公開出願の出願公開を待って拒絶理由の通知を行う。未公開出願の出願公開を待つ場合は、審査官は、審査を一時保留している旨の通知書を審査官名で出願人に通知する。出願人に通知する通知書については、以下の記載例を参照する。

<記載例 1>

通知書

特許出願の番号	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇 令和〇〇年〇月〇日
特許庁審査官	〇〇 〇〇
特許出願人代理人	〇〇 〇〇 様

標記の特許出願に関する先行技術文献の調査を行ったところ、後に出願公開されると特許法第 29 条の 2 の先願となる未公開の出願を発見しました。このため、現在、審査を一時保留していることを参考までに通知します。

なお、当該未公開の出願が出願公開された後（令和〇〇年〇月頃の予定）に、改めて拒絶の理由を通知します。

この通知の内容に関するお問合せ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。電子メール等で補正案等の送付を希望される場合は、その旨を電話でお知らせください。

審査第〇部〇〇（PA〇〇） 氏名（ふりがな）
TEL. 03-3581-1101 内線

<記載例 2>

通知書

特許出願の番号 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
 令和〇〇年〇月〇日
 特許庁審査官 〇〇 〇〇
 特許出願人代理人 〇〇 〇〇 様

標記の特許出願に関する先行技術文献の調査を行ったところ、特許法第 184 条の 4 第 1 項の外国語特許出願であって、のちに同項の明細書の翻訳文及び同項又は同条第 2 項の請求の範囲の翻訳文が提出されると同法第 29 条の 2 の先願となる出願を発見しました（下記参照）。このため、現在、審査を一時保留していることを参考までに通知します。

なお、上記翻訳文が提出された後に、改めて拒絶の理由を通知します。

記

国際公開第 2000/000000 号参照（特に第〇頁参照）

この通知の内容に関するお問合せ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。電子メール等で補正案等の送付を希望される場合は、その旨を電話でお知らせください。

審査第〇部〇〇（PA〇〇） 氏名（ふりがな）
 TEL. 03-3581-1101 内線

11203 優先審査

1. 優先審査の要件

優先審査(第 48 条の 6)を行うためには、次の四要件を満たしていることを要する。

- (1) 特許出願について出願審査の請求があったこと
- (2) 特許出願が出願公開後・特許査定前であること
- (3) 第三者が出願公開後・特許査定前に特許出願に係る発明を業として実施していること

(説明)

- a 「特許出願に係る発明」とは特許請求の範囲に記載された各請求項に係る発明をいう。
- b 実施の事実の有無の判断は次の資料に基づいて行う。
 - (i) 優先審査に関する事情説明書(特許法施行規則第 31 条の 3 に定める様式による)に添付された第三者の実施に係る物又は方法を記載した説明書及び必要な図面
 - (ii) 警告状の写し
 - (iii) 商品・カタログ・見本・写真などの物件
 - (iv) 第三者が実施している事実を証明する書類
- (4) 緊急に審査をする必要があること

(説明)

緊急に審査をする必要があるか否かは、出願公開制度に伴う弊害(注)を除去してその円滑な運用を図る趣旨にかんがみ、次の事項を総合勘案して判断する。

- a 第三者(実施者)が特許出願人と取引関係・人的関係・資本的关系を有するときは、その関係
- b 生産・使用・販売等実施の方法及びその数量又は金額
- c 実施の場所及び時期
- d 実施に関して行われた特許出願人と第三者との折衝の経過及びその結果
- e 事情説明書の提出者が特許出願人の場合は、第三者の実施によって特許出願人が受けている影響
- f 事情説明書の提出者が第三者の場合は、特許出願人の警告等によって第三者が受けている影響

(注) 出願公開制度に伴う弊害は、例えば、以下のような場合に発生する。

- (i) 出願公開後、その特許出願が審査されるまでの期間が長いと、その間の第三者の実施によって特許出願人が予想外の影響を受け、補償金ではカバーできない場合。
- (ii) 特許出願に係る発明が明らかに特許要件を欠いているにもかかわらず、実施をしている第三者が特許出願人から特許法第 65 条の規定による警告を受けた場合。

2. 優先審査をする必要がない主な場合

- (1) 実施の許諾等により実施されている場合。
- (2) 事情説明書の提出者が第三者の場合において、特許出願に係る発明が特許要件を欠くものであるとする理由を記載した書面及びその根拠となる刊行物その他の書類が提出されていない場合。
- (3) 優先審査の制度を悪用する意図が認められる場合。
例えば
 - (i) なれあいによる紛争と認められる場合。
 - (ii) 「発明の詳細な説明」の記載に比べて特許請求の範囲を過度に広く記載して、第三者の実施技術が含まれるようにした場合。

3. 優先審査の要否の選別

- (1) 優先審査の要件を満たしているかどうかの判断は、事情説明書の提出があった場合に行う。
- (2) 優先審査をするか否かは、選別会議によって判断する。
選別会議は、その特許出願の主管審査長、室長及び必要があるときは担当審査官によって構成し、会議の議事は主管審査長が主宰する。
- (3) 優先審査の要件を満たしているかどうかの判断は、原則として、事情説明書の記載内容及びそれに添付された書類又は物件に基づいて行うものとし、事情説明書の提出者に釈明を求めて追加の資料を提出する機会を与えることはしない。

4. 選別会議を開く必要のない場合

優先審査の事情説明書の内容等から、その出願が優先審査を行うための要件

を一応満たしていると主管審査長が判断した場合であって、その出願の審査着手時期が特に審査の順番を狂わせる必要がないと認められる程度に早いものについては、選別会議にかけることなく早急に審査に着手することとする。

5. 不服申立ての可否

事情説明書の提出は、特許庁長官の職権の発動を促す行為にとどまり、優先審査をするかしないかは特許庁長官の自由裁量による。

したがって、事情説明書の提出に対して優先審査の取扱いをしない場合であっても不服申立てをすることはできない。

11204 審査用メモ

「審査用メモ」は、第 186 条に規定される特許に関する書類として取り扱われ、閲覧の対象となっている。

審査官は、特許査定の際に本願発明と先行技術との対比判断結果について記載する場合は、「特許メモ」を使用する(本審査ハンドブック「第 I 部第 2 章 審査の手順」の 1212 参照)。

11205 職権取消通知等について

特許査定や拒絶査定、補正の却下の決定、拒絶理由通知の処分等に、本来、誤りがあってはならない。

しかし、処分等に誤りがあると認められ、その誤りを正す必要が生じた場合は、審査官は、「職権取消通知」、「無効通知」、「職権更正通知」のいずれかの通知により、その誤りを正すことができる。以下、これらの通知をまとめて「職権取消通知等」という。

審査官は、行った処分等の記載又は内容に誤りを発見した場合は、下記 1. から 3. のいずれかに従って、管理職と協議の上、職権取消通知等を行うか否かを決定する。

1. 無効通知を行う場合

その処分等の前に出願が放棄、取下げなどされており、処分等を行うべきでなかった場合、又はその処分等の前に出願人、代理人(以下、「出願人等」とする。)の変更などがされており、誤った名宛人に対して処分等が行われた場合は、当該処分等が無効であることを伝えるため、審査官は、無効通知を行う。

2. 職権更正通知を行う場合

補正により発明の名称が変更されたが、補正前の発明の名称を記載して特許査定した場合など、処分等の記載に明白な誤記があり、正しい記載が推測できる場合は、処分等を更正するため、審査官は、職権更正通知を行う。

拒絶理由通知については最終処分ではないことにかんがみ、審査官は、出願人等に対し正しい拒絶理由が通知されたものとして応答してもらうなどの要請を行い、出願人等の了解が得られなかった場合に限り、職権更正通知を行う。

3. 職権取消通知を行う場合

上記無効通知及び職権更正通知を行うべき誤りに該当しないが、誤りを正す必要がある場合は、審査官は、職権取消通知により誤りのあった処分等を取り消すことができる。

しかし、既に行われた処分等を取り消すことは、出願人や実施権者等の関係者の法的地位の安定性を損なうおそれや第三者の監視負担を増大するおそれもあり、また処分の適否を判断する審判の手續もあるため、職権取消通知により

誤りのあった処分等を取り消すべきか否かは、下記(1)から(3)のいずれかに従って判断する。

(1) 特許査定に対する職権取消通知

特許査定については、手続補正書等の提出を看過して処分した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて処分した場合など、重大な誤りがある場合であって、かつ、原則として出願人側が同意した場合に限り、審査官は、職権取消通知を行う。

新たな拒絶理由の発見を理由とした職権取消通知や、出願人等の要請により、分割、補正の機会を与えることを目的とした職権取消通知は、行わない。

(2) 拒絶査定、補正の却下の決定に対する職権取消通知

拒絶査定、補正の却下の決定については、手続補正書等の提出を看過して処分した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて処分した場合など、重大な誤りがある場合に限り、審査官は、職権取消通知を行う。

進歩性等の判断の変更を理由とした職権取消通知や、出願人等の要請により、分割、補正の機会を与えることを目的とした職権取消通知は、行わない。

拒絶査定、補正の却下の決定に対しては、拒絶査定不服審判の請求がなされずに審判請求期間が経過した後、又は拒絶査定不服審判の請求がなされた後は、審査官は、職権取消通知を行わない。

(3) 拒絶理由通知に対する職権取消通知

拒絶理由通知については、最終処分でないことにかんがみ、手続補正書等の提出を看過して拒絶理由を通知した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて拒絶理由を通知した場合など、重大な誤りがある場合であっても、審査官は、出願人等に対し意見書でその旨を指摘してもらうなどの要請を行い、了解を得て審査を継続する。出願人等の了解が得られなかった場合に限り、審査官は、職権取消通知を行う。

新たな先行技術文献の発見などによる拒絶理由の判断の変更を理由とした職権取消通知は、行わない。

第 3 章 参考情報

11301 特許出願技術動向調査

1. 特許出願技術動向調査の概要

特許庁では、新市場の創出が期待される分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、特許出願動向等を調査し、その結果を公表している。

特許出願技術動向調査は、平成 11 年度より実施されており、調査結果は報告書として取りまとめられている。

2. 調査結果の活用

調査結果は、企業、大学等が研究開発戦略や知的財産戦略を検討し、各府省・公的研究機関が政策を策定するための参考情報として情報発信している。また、特許庁内では、機動的な審査体制の構築、FI・F タームの改正、IPC の改正等の施策のための基礎資料として活用されており、各審査調査室、審査部関係審査室に配備されている。

3. 調査結果の閲覧

近年の特許出願技術動向調査の調査結果は、特許庁ホームページにて閲覧が可能である。

特許庁ホームページの URL は以下のとおり。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

特許出願技術動向調査の調査結果は、特許庁図書館、国立国会図書館、各都道府県の知財総合支援窓口においても閲覧が可能である。

11302 標準技術集

1. 標準技術集の概要

特許庁は、標準技術を特定し、標準技術を的確に表現している論文、マニュアル、カタログ、Web ページ等の非特許文献に記載された技術等を収集し、標準技術集として整理している。

標準技術集の作成は、平成 12 年度から平成 18 年度まで実施された。また、平成 29 年度には「MIMO 関連技術」の更新が行われた。

2. 標準技術集の活用

この標準技術集は、特許文献のみからは知得しにくい標準的な技術を的確に表現する情報(例えば代表的な図面)を取りまとめたものであり、審査資料として効率的な特許審査に貢献するものである。標準技術集は、審査部関係審査室に配備されている。

3. 標準技術集の閲覧

平成 29 年度に更新された「MIMO 関連技術」の標準技術集は、特許庁ホームページにて閲覧が可能である。

特許庁ホームページの URL は以下のとおり。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/hyoujun_gijutsu.html

平成 18 年度までの標準技術集は、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業 (Web Archiving Project)」に保存された過去の特許庁 Web サイト (上記特許庁ホームページ内のリンクからアクセスが可能) より閲覧が可能である。

11303 方式審査便覧

方式審査便覧

(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/hoshiki-shinsa-binran/index.html>)には、特許・実用新案の実体審査の参考になるものも含まれている。以下にそれらを抜粋する。

01. 当事者	
01.23	相互主義に基づく権利能力
01.50	複数当事者の相互代表について
01.60	無国籍人の権利能力の取扱い
01.61	パリ条約(リスボン改正条約)第 16 条の 2(1)の通告又はパリ条約(ストックホルム改正条約)第 24 条(1)の宣言若しくは通告がされた領域が独立国となった場合の取扱い
01.62	清算中の会社が出願する場合の取扱い
01.90	国有財産法と国有特許権等について
01.91	各省庁の長の出願、審判請求等の手続について
02. 代理	
02.20	未成年者等の手続の代理人の選任について
02.21	特許法第 11 条の代理権の不消滅に関する規定の解釈及び取扱い
02.22	代理人を選任する行為を他人に委任した場合において、その委任に基づいて選任された代理人の地位についての取扱い
02.23	共同して手続をする場合において手続をする者のうち一部の者のみ代理人がある場合の取扱い
02.24	代理人の選任届等について
02.25	委任による代理人が死亡した場合の取扱い
02.26	委任による代理人が死亡した場合における復代理人の地位について
02.27	特許管理人が死亡又は辞任した場合の取扱い
02.28	復代理人が更に復代理人を選任する場合の取扱い
02.29	特許出願等に基づく優先権主張に関する代理権の取扱い(特・実)
02.90	国の出願で指定代理人が変更した場合の取扱い
02.91	国の特許出願における代理権を証明する書面の省略について
03. 書類の提出の効力発生時期	
03.10	郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の

	通信日付印が不明瞭な場合の取扱い
04. 期間	
04.04	その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について
04.05	故意によるものでないことによる期間徒過後の救済について
04.09	主要期間一覧表
04.10	法定期間及び指定期間の取扱い
04.11	特許法第 3 条第 2 項に規定する特許出願、審判請求等の手続についての期間の解釈について
04.12	期間延長をした場合の期間計算について
05. 中断・中止	
05.10	会社更生法に基づく更生手続開始の決定等があった場合の取扱い
05.11	中断又は中止中に行われた手続の取扱い
05.12	出願人が死亡した場合の取扱い
06. 送達	
06.10	出願人名義変更の届出後に、拒絶理由通知又は査定の際本が旧名義人宛に発送された場合の取扱い
07. 手数料・特許料及び登録料	
07.03	出願審査の請求の手数料の返還請求の取扱い(特)
07.14	出願審査の請求及び審判の請求の手数料について(特)
07.15	過誤納等の手数料又は特許料の返還についての取扱い
07.50	手数料等の減免の申請の取扱い (特)
07.51	特許法の規定による出願審査の請求の手数料若しくは実用新案法の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予を受けるための申請書に添付する証明書について (特・実)
07.52	個人又は法人を対象とした手数料等の減免について (特施令 9 条、手数料令 1 条の 2) (特)
07.53	中小事業者を対象とした手数料等の軽減について (特施令 10 条 1 号) (特)
07.54	研究開発要件を満たす中小事業者を対象とした手数料等の軽減について (特施令 10 条 2 号) (特)
07.55	大学、試験研究機関等を対象とした手数料等の軽減について (特施令 10 条 3 号) (特)
07.56	小規模企業等を対象とした手数料等の軽減について (特施令 10 条

	4 号) (特)
07.57	設立後 10 年未満の企業等を対象とした手数料等の軽減について (特施令 10 条 5 号) (特)
07.58	福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業 を行う中小事業者を対象とした手数料等の軽減について (特施令 10 条 6 号) (特)
07.60	手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い (実・商)
07.61	実用新案法の規定による実用新案技術評価の請求の手数料等の減 免又は登録料の減免若しくは猶予について (実)
11. 手続者の表示方式	
11.51	共同出願又は共同審判における出願人等の表示が甲「ほか何名」で ある場合の取扱い
11.52	願書、審判請求書等の住所又は居所の表示方法及び同一性の判断に ついて
11.53	願書、審判請求書等の住所又は居所、氏名又は名称中の区切り記号 及び連文字符についての取扱い
11.54	「国籍・地域」及び「住所又は居所」における台湾の表示について
11.55	受刑者の出願、審判請求、登録申請について
11.58	願書、審判請求書等の氏名又は名称の表示において外国語の読み方 に起因する表音のみが相違する場合の取扱い
13. 証明書の提出・提出書面の省略	
13.20	外国語で記載された証明書等における国内法人名称の記載につい て
13.30	証明書返還請求による証明書返還の取扱い
13.40	署名
15. 受理・却下	
15.20	不適法な出願書類等に係る手続の却下の取扱い
16. 方式違背・却下	
16.06	設定登録の特許(登録)料納付書の却下等の取扱い
16.07	設定登録後の特許(登録)料納付書の却下等の取扱い
21. 願書	
21.50	発明者等の補正について(特・実・意)
21.51	発明者等の住所の記載について(特・実・意)
21.52	出願人の表示の訂正について
21.53	出願人の氏名又は名称が不明な出願の取扱い

21.54	個人事業者が商号等の名義により出願したときの出願人の補正について
21.55	発明者等の氏名の表示について (特・実・意)
21.61	特許出願の出願日の認定の取扱い(特)
21.62	先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願(特)
23. 明細書(特・実)	
23.20	明細書、特許請求の範囲又は図面に関する手続の補正について(特・実)
23.21	平成 15 年 7 月 1 日以後にされた出願に際して願書に改正前の方式で作成された明細書が添付されている場合等の取扱い(特・実)
23.22	明細書又は図面の一部の補完(欠落補完)について(特)
24. 図面(特・実)	
24.10	図面中に記入された「図面に関する説明」の取扱い(特・実)
24.11	図面に代えて願書等に添付された写真の取扱い(特・実)
28. 優先権・新規性の喪失の例外等	
28.01	パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の手続
28.02	パリ条約による優先権等の主張の取下げ・放棄の取扱い
28.10	パリ条約第 4 条 A(2) の正規の国内出願を基礎とする優先権主張の手続の取扱い
28.11	優先権主張に係る表示に関する取扱い
28.12	特許法第 17 条の 4 又は実用新案法第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく優先権主張書の補正の取扱い(特・実)
28.21	優先権証明書発行事務の遅延による提出期間徒過に関する取扱い
28.41	方式上の不備がある特許出願等に基づく優先権主張の取扱い(特・実)
31. 特殊出願(分割・変更・補正却下)	
31.32	拒絶査定があった特許出願について拒絶査定不服審判の請求とともに出願の変更が行われた場合の取扱い(特・実・意)
43. 手続の補正	
43.20	特許庁長官による補正指令に対し出願人が行った補正が、要旨を変更するものとして審査官の決定により却下された場合の取扱い(特・意・商)
43.21	出願却下処分 of 謄本の到達前に差し出された手続補正書の取扱い
43.22	方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令の趣旨と無関係な自発の手続補正書等が提出された場合の取扱い

43.24	二以上の事項について補正を命じた場合に複数の手続補正書をもって補正が行われたときの手続補正書の取扱い
43.25	公開公報を引用して、補正個所を特定した手続補正書の取扱い(特)
43.26	願書に記載した持分の補正について
45. 名義変更	
45.20	出願人名義変更届の取扱い
45.21	共同出願人のうち一部の者が持分を放棄した場合の取扱い
45.23	数次の譲渡がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が提出した出願人名義変更届の取扱い
45.25	確認判決書を添付した出願人名義変更届の取扱い
48. 出願取下げ・出願放棄	
48.20	出願の方式上の方式的な不備が解消されていないときになされた出願の取下げ及び放棄の手続に関する取扱い
54. 公報	
54.50	特許公報等の掲載事項に誤りがあった場合の取扱い
54.51	出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄若しくは却下され又は拒絶査定が確定している場合の公報の取扱い(特・実・商)
58. 閲覧・証明	
58.20	書類、ひな形及び見本の閲覧等について

11304 行政不服審査法に基づく不服申立て

行政庁の処分に不服がある者は、行政不服審査法に基づき不服の申立て（審査請求）をすることができる(行政不服審査法第 2 条)。

ただし、特許庁における処分のうち、査定、取消決定又は審決及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は特許法第 120 条の 5 第 2 項若しくは同法第 134 条の 2 第 1 項の訂正の請求書の却下の決定並びに特許法の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができない(特許法第 195 条の 4)。

また、手続補正命令、拒絶理由通知、出願日の遡及を認めない旨の通知等は、権利又は利益に直接影響を及ぼすものではなく、行政処分には該当しないので、行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできない。

行政不服審査法の対象となる特許庁における処分としては、却下処分(特許法第 13 条第 4 項、第 18 条、第 18 条の 2 第 1 項、第 133 条第 3 項、第 133 条の 2 第 1 項、第 184 条の 5 第 3 項、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 7 条第 3 項)などがあり、これらの処分に対する審査請求は特許庁長官に対して行われ、その審理は総務課で行われる。

特許法第 195 条の 4(行政不服審査法の規定による審査請求の制限)

- | | | |
|--|---|---|
| (1) 特許査定(第 51 条) | → | 特許異議の申立て(第 113 条)、
特許無効審判(第 123 条 1 項) |
| (2) 拒絶査定(第 49 条) | → | 拒絶査定不服審判(第 121 条 1 項) |
| (3) 取消決定(第 114 条第 2 項) | | } 訴訟
(第 178 条) |
| (4) 審決(第 157 条) | | |
| (5) 特許異議申立書の却下の決定
(第 120 条の 8 第 1 項において準用する第 133 条第 3 項) | | |
| (6) 審判請求書の却下の決定(第 133 条第 3 項) | | |
| (7) 第 120 条の 5 第 2 項の訂正の請求書の却下の決定
(第 120 条の 8 第 1 項において準用する第 133 条第 3 項、
第 133 条の 2 第 1 項) | | |
| (8) 第 134 条の 2 第 1 項の訂正の請求書の却下の決定
(第 133 条第 3 項、第 133 条の 2 第 1 項) | | |
| (9) 再審請求書の却下の決定
(第 174 条 2 項～第 4 項において準用する第 133 条第 3 項) | | |

特許法の規定により、不服を申し立てることができないとされている処分

- (1) 補正の却下の決定(第 53 条第 3 項)
- (2) 判定の求めに対する却下の決定(第 71 条第 4 項)
- (3) 裁定で定めた対価の額について(第 91 条の 2)
- (4) 特許異議の申立てに対するその特許を維持すべき旨の決定(第 114 条第 5 項)
- (5) 無効審判の請求の理由の補正許可決定(第 131 条の 2 第 4 項)
- (6) 審判官の除斥又は忌避の申立てについての決定(第 143 条第 3 項)
- (7) 無効審判等の参加申請の許否決定(第 149 条第 5 項)